

国土建第499号
平成31年3月29日

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：平成31年3月29日
国土建第199～500号

各地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

このため、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとしました。

この改正は、平成31年4月1日より施行されます。

つきましては、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を別紙のとおり改正し、平成31年4月1日より適用することとしましたので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事について、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。

記

- 作成建設業者の義務
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の7第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならぬ場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。
(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事）以上となつたときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおよねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円（建築一式工事）に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業者を営む者に請け負わせたときには法第24条の7第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所
- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やうい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。
〔①の書面の文例〕
下請負人となつた皆様へ
今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないもの)を含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければならない。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければならない。

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業者を営むものに対して、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対する

この書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。
作成建設業者の商号 ○○建設(株)
再下請負通知書の提出場所 工事現場内
建設ステーション/△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業者を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設(株)

- (3) 下請負人に対する指導等
施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請負通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

- (4) 施工体制台帳の作成方法
施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようによい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

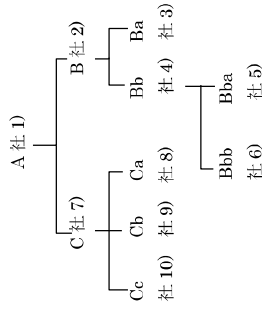
〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における整理を行う。

- 1) A社自身に関する事項(規則第14条の2第1項第1号)及びA社が請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第2号)
- 2) B社に関する事項(規則第14条の2第1項第3号)及び請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
- 3) Ba社に関する事項(規則第14条の2第1項第5号) または添付)

- 4) Bb 社に関する… [B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載または添付]
- 5) Bba 社に関する… [B b 社が提出する]
- 6) Bbb 社に関する… [Bb 社が提出する]
- 7) C 社に関する事項 (規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 3 号) 及び請け負った建設工事に関する事項 (規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 4 号)

- 8) Ca 社に関する… [C 社が提出する]
- 9) Cb 社に関する… [C 社が提出する]
- 10) Cc 社に関する… [C 社が提出する]

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。
 施工体制台帳は、一冊に整理されることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。



- (5) 施工体制台帳を作成すべき時期
 施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時 (規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなった時) に遅滞なく行わなければならないが (規則第 1 4 条の 5 第 3 項)、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。
 また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があつた場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。
- (6) 各記載事項及び添付書類の意義
 施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

- ① 記載事項 (規則第 1 4 条の 2 第 1 項) 関係
 イ 第 1 号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第 1 号記載要領 5 の表の () 内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
 ロ 第 1 号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。
 ハ 第 2 号イ及びロの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の種類等を記載すること。
 ニ 第 2 号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。
 ホ 第 2 号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第 7 条第 2 号イに該当する者であるときは「実務経験 (指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験 (土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表 (2) に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者 (土木)」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第 1 5 条第 2 号イに該当する者であるときはその有する規則別表 (2) に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験 (土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者 (土木)」のように記載する。
 ヘ 第 2 号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれていた技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。
 ト 第 2 号への「主任技術者資格」は、その者が法第 7 条第 2 号イに該当する者であるときは「実務経験 (指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験 (土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表 (2) に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者 (土木)」のように記載する。
 チ 第 2 号トの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。
 リ 第 3 号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第 1 号記載要領 6 の表の () 内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
 ② 添付書類(規則第 1 4 条の 2 第 2 項)関係
 イ 第 1 号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあつては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。
 したがし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されなければならない。
 なお、同号の書類には、法第 1 9 条各号に掲げる事項が網羅されて

いなければならぬので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者又は主任技術者又は監理技術者についてののみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号へに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項または添付書類(法第19条第1項の規定による書面を含む。)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を兼ねるようによい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる(規則第14条の6第2号)。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」が否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなるとときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(規則第14条の6第1号及び第2号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づき債権債務が消滅した場合(規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させた債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。)には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(10)の時期を経過した後には、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときは、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の交付を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となつた場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、
① 当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を交付しなければならない。

② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があるが、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を兼ねるようによい。ただし、いずれの場合も下請負人ごと

に行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業者を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない。(規則第14条の4第2項)

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が①の金額に達したこと等により、施工中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該当事務所となった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項または添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される②①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

三 施工体制台帳の作成等の動向について

下請契約の総額が①の金額を下回る民間工事など法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

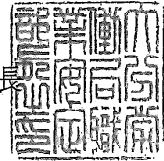
また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第3号)は、廃止する。

大分労安発第 163 号
平成 21 年 9 月 25 日

大分県上木建築部長 殿

大分労働局職業安定部長



労働者派遣事業に対する適正な理解について

職業安定行政の運営につきましては、平素から御支援並びに御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、労働者派遣事業につきましては、昭和 61 年に法が施行され、今日まで数度の改正を経て現在に至っており、製造業をはじめとして幅広い業種において労働者派遣が広く活用されているところです。

しかしながら、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるにも関わらず、法の主旨を正しく理解せずに違法な形で利用している事業所や禁止業務とされている港湾運送業務や建設業務等に労働者を派遣している情報が多く寄せられており、その都度、指導監督を実施し、違法性が確認できた場合には、行政処分を科しているところです。

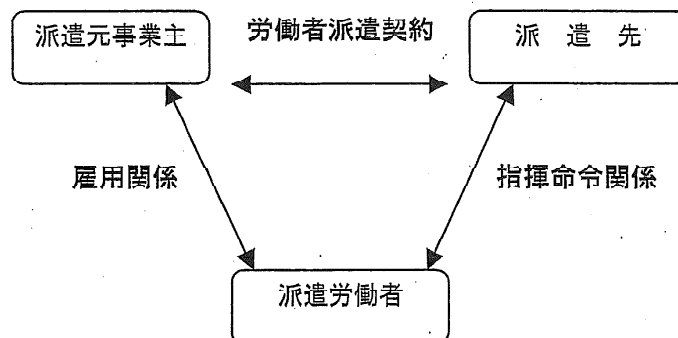
当局としてもあらゆる機会を通じて労働者派遣事業の適正な理解についての周知啓発に努めているところですが、貴職におかれましても、この主旨を十分に御理解の上、貴管下建設業者に対しまして周知啓発されるようお願いいたします。

労働者派遣事業と業務請負の違いについて

(1) 労働者派遣とは～ 労働者派遣法第2条

●自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいいます。

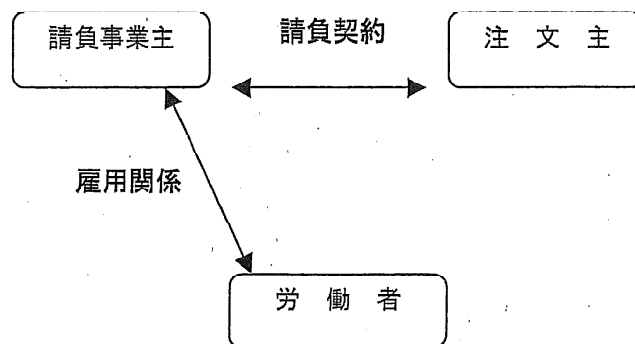
【労働者派遣】 ⇒ 雇用主は派遣元事業主であり、派遣先が派遣労働者に指揮命令を行う。



(2) 業務請負とは～ 民法第632条

●当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して、これに報酬を与えることを約することによって生ずることをいいます。

【業務請負】 ⇒ 雇用主は請負事業主であり、注文主は請負労働者に指揮命令できない。



建設業務の労働者派遣は禁止されています。
また、労働力が不足しているために自社での施工が難しい場合に、労働力の提供だけを受けて、指揮命令の下に就労させることは違法行為です。
適正な請負契約を締結した上で、工事を施工してください。

建設業労働災害防止協会 大分県支部のご案内

1 「建災防」とは

建設業労働災害防止協会〔略称：建災防〕は、昭和39年9月1日に、「労働災害防止団体法」に基づき設立された団体です。〔厚生労働大臣の認可団体〕

2 建災防の目的

建災防は、建設業を営む事業主及びその事業主の団体が会員となって組織された団体であって、建設業に係る労働災害防止規程を設定し、労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、これら会員等が行う労働災害防止のための活動を促進し、もって、建設業における労働災害の防止を図ることを目的としています。

3 建災防の活動内容

建災防の会員は、労働災害防止規程を遵守するとともに、自主的な安全管理活動を推進しています。建災防大分県支部においては、各種の作業主任者等の技能講習、特別教育、安全衛生教育、建設従事者教育、労働災害防止研修等の実施や、大分県建設業安全大会の開催、安全管理士や、各分会に配置した「安全指導者」による安全パトロール等を実施しています。

また、建設業労働安全衛生マネジメントシステム〔コスモス〕の普及、安全衛生技術情報、厚生労働省、国土交通省等からの通知の提供等の様々な事業活動を通じて、大分県内における安全の輪を広げ、建設業における死亡災害を始めとした労働災害の根絶を目指しています。

4 建災防会員加入の手続

- (1) 建設業を営む事業主であれば、規模の大小、職種のいかんを問わず、所定の加入申込みによって、会員になることができます。
- (2) 加入の手続は、大分県支部に備え付けている「建設業労働災害防止協会加入申込書」に必要事項を記入して提出してください。

なお、申込書は大分県支部のホームページからダウンロードすることもできます。

5 建災防会員の特典

- (1) 特別教育、安全衛生教育等〔技能講習は除く。〕の受講料金の会員割引
〔受講料金の1,000円割引〕
- (2) 販売図書・教材等の料金の会員割引
- (3) 建災防本部の「建設の安全」の送付〔1・2月号及び7・8号は合併号〕
- (4) 全国安全週間、全国労働衛生週間、年末・年度末無災害運動期間等において、「建設の安全の号外」の送付
- (5) 法令の基準を上回る「建設業労働災害防止規程・防止対策実施事項」の配布
- (6) 「安全衛生教育実施予定表」、「講習会等の案内書」等の送付
- (7) 労働災害統計、労働災害防止用パンフレット・リーフレット・ポスター等の配布

6 建災防の会費

- (1) 年会費 18,000円 〔1か月当たり1,500円〕
- (2) 会費振込みの場合の振込先

口座名：建設業労働災害防止協会大分県支部

口座番号：大分銀行東支店 普通講座No. 5106955

7 建災防大分県支部の所在地

〒870-0045 大分市城崎町3丁目3-41

電話：097(538)0745 FAX：097(538)0323 <http://www.kensaibo-oita.com>